

私共が曩に提出申考慮と煩へたる嘆願條項の回答は全後素負、甚だ遺憾とするもの多く殊に日常切支下り問題に於ては直接生活に關係せるもの多し對して再度の御考慮を煩へ度く

茲に再嘆願に及んが次第であります

昭和四年四月四日

市電後素負自治會

自動車部

嘆願條項

(運輸部)

- 一、八等級制を廢し昭和四年四月以降運輸手初任七等級にて採用し現在六等級以下の運輸手は一等級宸進級せしめその御回答なるも過去に収入の實際から見ても畜産七等級にては累上げの必要あり困難な状態につき是れ共初任改を五等級とし現在四等級以下者生活の窮乏を免れ度し
- 二、車掌の生理休暇(月給の三分)を支給せられ度く再考を煩へ度し
- 三、重労働歩合を改正せられし

イ、車掌の重労働歩合を運輸手と同率にする事

四、車輛の種別を問はず現在よりフォートと同率にする事

又、運輸手はケータを即的支給せられ度し

車庫部

一、補助車を技士の昇格する場合に於て臨時昇格せしめられ度し